

## 令和元年8月中に海難審判所で言い渡された判決が、ホームページに掲載されました。(令和元年10月)

地方海難審判所(全国8箇所) 17件	
事件種類(件)	衝突8、乗揚4、衝突(単)2、負傷2、転覆1
関係船舶(隻)	漁船6、モーターボート4、貨物船3、遊漁船2、油送船2、旅客船2、瀬渡船2、水上オートバイ2、警戒船1、作業船1、交通船1

令和元年8月中に言い渡された判決17件のうち、

1件[岡山県虫明湾で漁船同士が衝突した事件:広島地方海難審判所]の概要をご紹介します。

公表された判決書をもとに当協会の責任で編集しましたので、ご参考にしてください。

(中央の審判所(東京)で言い渡された判決はありませんでした。)

なお、詳細は海難審判所のホームページでご確認願います。

[http://www.mlit.go.jp/jmat/saiketsu/saiketsu\\_kako/31nen/5hs/hsR108/31hs016.pdf](http://www.mlit.go.jp/jmat/saiketsu/saiketsu_kako/31nen/5hs/hsR108/31hs016.pdf)

ちなみに、海難審判所(東京)に地域管轄はなく、全国で発生した、以下の**重大な海難**を対象としています。

### 重大な海難(海難審判法施行規則第5条)

- 1 旅客が死亡若しくは行方不明となった場合、又は2人以上の旅客が重症となった場合
- 2 5人以上が死亡または行方不明となった場合
- 3 火災又は爆発によって船舶が運航不能となった場合
- 4 油等の流出によって環境に重大な影響を及ぼした場合
- 5 旅客船、100総トン以上の船舶が全損となった場合
- 6 特に重大な社会的影響を及ぼしたものとして海難審判所長が認めたもの

**【海難概要】** 虫明湾において、A船(4.19トン)が北上中、B船(0.6トン)が後進で南西進中、A船の船首部がB船の右舷中央部に衝突した。

**【発生日時】** 平成30年11月20日 14時10分

**【発生場所】** 岡山県虫明湾

**【死傷者】** 負傷1人(船長B:第1腰椎椎体圧迫骨折)

**【損傷等】** A船:船首部外板に擦過傷、左舷船底部に亀裂  
B船:右舷中央部外板に亀裂等

## 《原因》

航行中のA船が、**見張り不十分で、無難に航過する態勢のB船の前路に進出した**ことが原因である。

**《懲戒》** 船長A:小型船舶操縦士の業務を1箇月停止

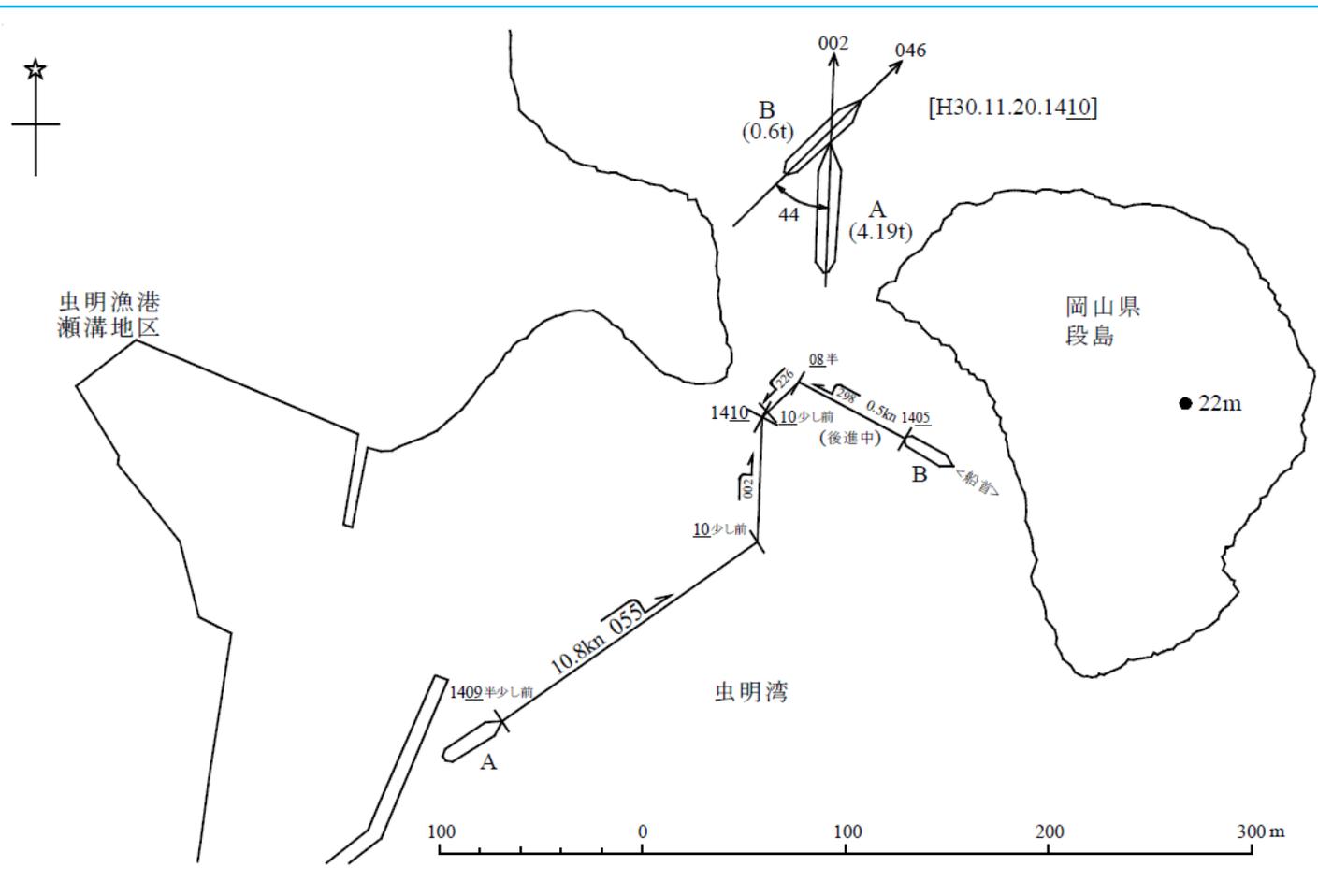
## 《原因の背景》

船長Aは、これまで段島西方沖合の海域で操業している漁船をほとんど見かけたことがなかったので、**前路に他船はいない**と思い、**見張りを十分に行わず、B船の存在に気付かなかった**。

A船が左転したとき、B船までの距離は60mで、衝突まで約11秒であった。

B船は、後進しながら、あなごかごなわ漁の縄を入れており、操縦性能は制限されておらず、船長Bは、A船に気付いていたが、**自船の船尾方を航過していくものと判断していた**。

A船が左転したとき、仮にB船が動静監視を行っていたとしても、衝突を避ける措置をとるのに必要な時間的、距離的余裕がなかった。(前路進出)



## 《航法の適用》

衝突地点付近は、海上交通安全法の適用海域であるが、**同法には本件に適用できる航法規定がないので、海上衝突予防法が適用される**。

海上衝突予防法には、**前進中の船舶と後進中の船舶の航法規定はなく、また、時間的、距離的余裕がないので、定型的航法は適用できない**。(船員の常務 第38条、39条適用)